

媛剣連第113号  
令和6年12月3日

加盟団体長 様

(一社) 愛媛県剣道連盟  
会長 俊野 徹人

福岡(剣道七・六段) 沖縄(剣道六・七段) 山梨(剣道七・六段)  
審査会実施について

標記審査会が、別紙要項により実施されます。

加盟団体長におかれましては、会員有資格者に周知徹底され、受審希望者を取りまとめ、下記事項にご留意のうえ、審査料を添えて期日までに一括申込みをしてください。

なお、必要書類は加盟団体でまとめ、メール以外での申し込みの場合は加盟団体長の確認書(上蓋)を添付の上、提出してください。個人での送付は受けませんのでご注意ください。

\*留意事項

- (1) 要項の内容を十分ご確認ください。特に、『受審資格』についてご注意ください。
- (2) 諸事情による、申込み取消しについては、下記期日までにご連絡ください。下記期日までの申し出の場合は、審査料の返金手続きができます。

- ・「福岡七・六段」：1月24日(金)17:00までに
  - ・「沖縄六・七段」：1月31日(金)17:00までに
  - ・「山梨七・六段」：2月7日(金)17:00までに
- 愛媛県剣道連盟にご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染拡大の関係上、通常の返金申出期間より猶予されていますのでご注意ください。

※取りやめについては、手数料を差し引いた金額を返金致します。

- (3) 申込み取り消し期日がそれぞれ違いますのでご注意ください。
- (4) 仕事等の都合での止むを得ない場合、受審地の変更が認められます。  
(※1月17日(金)17:00までに愛媛県剣道連盟までご連絡ください)